

お知らせ

当院は令和2年4月1日から
「処方せんの様式」が変わります。

《一般名処方になります》

国の方針(一般名処方の推進)に従い、医療機関が発行する処方せんの内容により(ただし、医師が認める医薬品に限り)

“**薬局でジェネリック医薬品を選択**”することが出来ます。

ジェネリック医薬品ってどんなお薬？

- 新薬(先発医薬品)と同じ有効成分で効き目・品質・安全性が同等なお薬です。
- 新薬より価格が低く設定され、日本の医療費節減にも貢献します。
- ジェネリック医薬品の普及は、国民皆保険制度の維持に役立ちます。



※処方せんには有効期限があります。
発行されてから4日以内に保険薬局にお持ちください。

後発医薬品(ジェネリック医薬品) ってご存じですか？

後発医薬品(ジェネリック医薬品)とは、
先発医薬品(新薬)の特許が切れた後に販売される、
先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ
医薬品のことです。



ポイント1

先発医薬品より安価で、
経済的です。

- 患者さんの自己負担の軽減、医療保険財政の改善につながります。

※価格は品目ごとに様々ですが、先発医薬品の半額以下の薬もあります。



ポイント2

効き目や安全性は、
先発医薬品と同等です。

- 国では、後発医薬品が先発医薬品と同レベルの品質・有効性・安全性を有するかどうかについて欧米と同様の基準で審査を行っています。

※薬の形、色や味は、先発医薬品と異なる場合があります。

ポイント3

欧米では、
幅広く使用されています。

- アメリカ、イギリス、ドイツなどでは、使用されている医療用医薬品の約半分が後発医薬品。
- 日本の後発医薬品のシェアは、2割に満たないのが現状です。

後発医薬品(ジェネリック医薬品)を
希望される場合は医師・薬剤師に
ご相談ください。

